

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第 522 号 この資料は全部お読みいただいて 120 秒です。

今回のテーマ： 中国の国際租税回避行為の管理強化

2013 年末、中国東北地方のローカル国税局は米国系ケイマン諸島の持株会社に対して、中国関連会社の持分を間接的に譲渡したと指摘し、巨額な課税を行いました。中国に子会社をもつグローバル企業にとって、持分譲渡などのクロス・ボーダーの M&A および再編にかかる課税問題は注目されています。

間接譲渡課税とは

外国企業が中国子会社の持分を譲渡することによって獲得する譲渡所得に対して、租税条約により免除になる場合を除いて、中国は国内法によりその外国企業に対して課税することになります。

この課税を回避するために、軽課税国に中国子会社の持分を保有する目的の持株会社を設立し、その株式を譲渡することにより、中国子会社の持分を譲渡する（いわゆる、「間接譲渡」）をする外国企業があります。

このような租税回避行為を取り締まるため、2009 年 12 月に国家税務総局の通知（「国税函[2009]第 698 号」）を公布し、外国企業が軽課税地域にある海外持株会社を利用して、中国子会社の持分を間接譲渡する際に、税務当局に所定の情報を報告しなければならないと規定しました。この間接譲渡に合理的な商業目的が見られず、租税回避行為と認定された場合には、税務当局はその海外持株会社の存在を否認して、直接譲渡と同様に課税することが出来る旨が明示されています。

最近の課税事例

2009 年から中国会社の持分が間接譲渡と認定され、時価課税された事例は、地方政府のホームページや『中国税務報』において少なくとも 13 件が公表されています。そのうち 1,000 万元を超えるものが 9 件、地域別には江蘇省のものが 6 件と大半を占め、増加傾向にあります。

譲渡対価(企業価値)の算定方法

上記事例にはグループ内再編で帳簿価格または無対価で取引が行われたケースもあります。

その際、国税局は第三者評価機関に企業価値の算定を依頼することが多いようです。

中国の非上場企業を評価する場合は、①DCF 法（分析収益法）、②純資産法（成本法）、③上場類似会社法（市場法）の三法のうち、一つまたは二つ以上の評価方法を選択することとなっています。継続企業の場合、純資産法のみでの評価は認められていません。

2010 年 12 月大連国税局の課税事例においては、『国税局は自ら DCF 法を検討し、将来キャッシュフロー、割引率および残存価値の計算を行い、その合理的な算定結果は納税者の同意を得た。今後国際租税回避に対する税務調査の現場においては、税務局員の経済分析・財務分析レベルの向上が期待できる』との公式コメントから、中国の国税局の DCF 法採用に対する積極的な姿勢が見受けられます。

お見逃しなく！

間接譲渡に関する中国国税局の情報源には、つぎのものが 있습니다。

- 持分の取得者、譲渡者による公開情報
- 持分取得者が対価を支払う際の海外送金のための納税証明申請
- 間接譲渡の対象企業の国税局との情報交換